

北海道市町村指導実施要綱

第1 目的

この要綱は、北海道が介護保険法（平成9年法律第123号、以下「法」という。）第197条第3項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4の規定に基づき、市町村（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）又は広域連合等（以下「市町村等」という。）が行う介護サービス事業者（地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者、地域密着型介護予防サービス事業者及び介護予防支援事業者並びに北海道知事より居宅サービス事業者、介護保険施設、介護予防サービス事業者の指定及び指導監督等の事務について市町村長に権限移譲している場合には、当該移譲されているサービスを含む。以下同じ。）に係る指定及び指導監督等の事務に関して、報告を求め、又は助言若しくは勧告を行うこと（以下「市町村指導」という。）について、基本的事項を定めることにより、介護保険制度の適正な運営の確保及び介護サービス事業者が提供する介護サービスの質の確保並びに保険給付の適正化を図ることを目的とする。

第2 基本方針

各種指導形態を通じ、市町村等が行う介護サービス事業者に係る指定及び指導監督事務の適正な執行が図られるよう指導することを方針とする。

なお、市町村等が指定や指導監督等を行う介護サービス事業者に対する随時の指導は、市町村等との合同指導としては実施することができない特段の事情があると認められる場合に限り、実施するものとする。

第3 実施主体

市町村指導の実施主体は保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課（以下「高齢者保健福祉課」という。）とする。

第4 指導形態

市町村指導の指導形態は以下のとおりとする。

ただし、市町村等から相談や要請等があり、必要と認められる場合は、（3）又は（4）のみを行うことができることとする。

（1）集団指導

集団指導は、対象となる市町村に対し、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて、講習等の方法により実施する。

（2）事務指導

事務指導は、対象となる市町村等を訪問し、当該市町村等職員との面談等の方法により実施する。

（3）合同指導

合同指導は、事務指導の対象となる市町村等と合同で、当該市町村等が指定や指導監督等を行う介護サービス事業者の事務所等を訪問し、当該事業者の職員との面談等の方法により実施する。

（4）随時指導

随時指導は、市町村等が指定や指導監督等を行う介護サービス事業者の事務所等を訪問し、当該事業者の職員との面談等の方法により実施する。

第5 その他

市町村指導に関し、その他必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成27年 5月28日から施行する。

平成29年 8月 9日一部改正

平成30年 7月24日一部改正

令和 元年12月26日一部改正

令和 3年 4月 1日一部改正

令和 5年 4月 1日一部改正